

人吉市農業委員会定例総会

(第11回)

令和4年11月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年11月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 53 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 54 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	渕 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人
同	21番	迫 田 公 江

同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原 口 政 廣

○欠席した委員

推進委員	16番	有 瀬 英 憲
------	-----	---------

議事録署名農業委員	3番	永 田 正 輝
-----------	----	---------

議事録署名推進委員	18番	湊 上 澄 雄
-----------	-----	---------

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、16番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第11回入吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に3番委員、18番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第53号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第53号 朗読

- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。議案書をご覧ください。議第53号、農地法第3条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は394㎡です。権利種別は3条の有償移

転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大ということです。備考としまして、記載のとおりでございます。申請地は現在、何も作られておりませんが、農地の中にビニールハウスが建っており、譲受人が片付けをされまして、野菜を作られるということでした。譲受人は野菜を栽培されており、現在はさつまいもを作られております。位置図と調査書は前のスクリーンをご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）おはようございます。2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外、面積は85㎡となっております。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考で水稻栽培となっております。申請地が85㎡と狭い土地ですが、周りの農地も譲受人が耕作されておりますので、水田として水稻を作付けするということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第2・議第54号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第2・議第54号 朗読

- (議長) 1番について7番委員の調査報告をお願いします。

- (7番委員) おはようございます。議第54号、農地法第5条の許可申請に対する1番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は125㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、駐車場の造成となっております。申請地は第2種農地であり、現在は何も耕作されておられません。譲受人の自宅に2台しか停めることしか出来ないということで、申請地を利用して駐車場を増設するということでした。段差があるため、今後、埋め立てをされるそうです。排水計画といたしましては、自然浸透にて処理をするということです。造成中と完成後に近隣の農地や周辺等に問題が発生した場合については、双方で協議をして解決するということです。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地で農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番とも適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- (議長) ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2 番について 3 番委員の調査報告をお願いします。

- （3 番委員）おはようございます。議第 5 4 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は 1 筆の 2 3 3 m²です。位置図は正面のスクリーンのとおりです。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設です。農地の区分は第 3 種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。排水計画については、生活雑排水、汚水の処理は公共の下水道を利用するということです。雨水の処理については地下浸透にて処理をするということです。被害防除方策については造成中に問題等が発生した場合は誠意をもって対応するということです。土地改良区からの意見書も出ておりまして、土地改良区からは差し控えありませんということです。実質審査表をご覧ください。第 3 種農地は転用することができる。一般基準といたしまして、1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 2 番は原案可決いたしました。
3 番について 6 番委員の調査報告をお願いします。

- （6 番委員）議第 5 4 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 3 番の報告をいたします。
まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は雑種地（宅地）となっておりますが、これについては後ほど説明をさせていただきます。面積は 1 筆の 2 7 1 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建築となっております。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地については位置図のとおりとなっております。今回、備考欄に既転用ということで始末書が添付されております。簡単に説明をさせていただきます。今回、譲渡人から始末書が提出されておりまして、こちらの農地で

すが、平成１７年８月に譲渡人が個人住宅建築のために農地法に基づく許可を受けて取得された農地となっております。ただ、その後、諸事情により譲渡人が人吉市から引っ越しをすることとなったため、自宅建築を実行することなく十数年、経過したということでございます。その後、近所の方から「駐車場として利用することは出来ないか」ということがありましたので、一時的にはなりますが、平成３１年から令和元年１１月まで駐車場として貸していたということです。こういったことに関して、農地転用申請を行わずに利用していたということで始末書の提出があっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第２種農地です。一般基準としては、１番、３番、６番、８番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。３番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

日程第３・議第５５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第５５号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が１番は１番委員となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和４年１１月１４日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が１８，１９６㎡、「畑」が３，１２８㎡、合計の２１，３２４㎡あがってきております。一番下の所有権移転については「田」が７９９㎡ございました。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が１件、公社売渡が０件、合計の１件ございました。今回も農業公社が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定のと同じで、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸し付けの続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、約１か月後になる見込みです。次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が５件、再設定が６件、合計の１１件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時００分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）各自審査中ですが、事務局から発言の申し出があります。事務局お願いします。

- （事務局 坂井）事務局から訂正のお願いをいたします。２番の使用貸借設定の借り方のお名前ですが、３ページの一覧表見ますと字が間違っているようです。一覧表には可能の「可」が書いてありますが、実際は加えるの「加」になります。これに気づかず大変申し訳ございません。訂正の方よろしく願いいたします。

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の 1 番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和 4 年度第 1 1 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 1 0 時 3 分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員